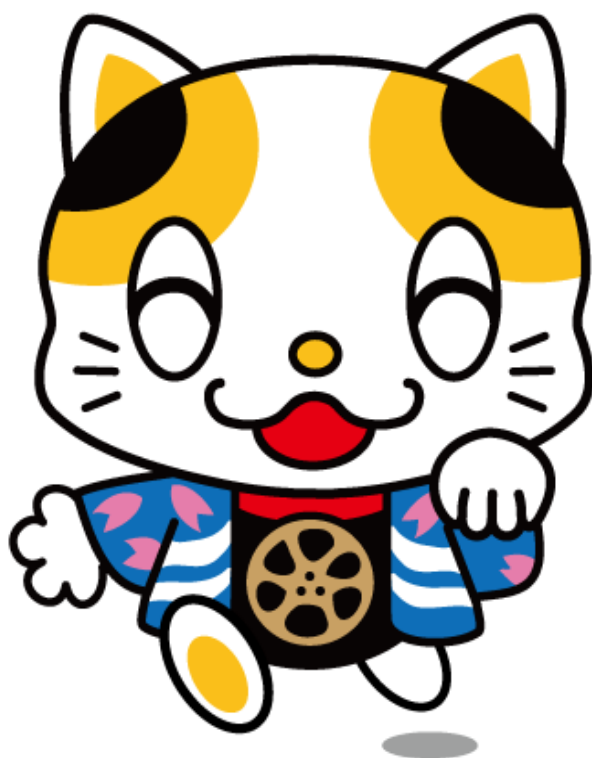


自治会ハンドブック



門真市

令和8年4月改訂版

もくじ

第1章 自治会とは

1. 自治会の役割.....	P.1
2. 自治会の活動.....	P.2
3. 自治会の組織と運営	
(1) 自治会の組織.....	P.3
(2) 自治会の運営.....	P.5
4. 校区自治連合会.....	P.7
5. 認可地縁団体.....	P.7

第2章 自治会活動について

1. 市役所等のお問い合わせ窓口.....	P.8
2. 住民活動災害補償制度.....	P.10
3. 自治会への補助金	
(1) 行政協力支援金.....	P.11
(2) 校区門真まつり事業補助金.....	P.11
(3) 自治会館等整備補助金.....	P.11
(4) 自治会館建設（買収）資金貸付.....	P.12
4. 防犯活動への補助	
(1) 防犯灯設置補助金.....	P.12
(2) 防犯灯電気料金補助金.....	P.12
(3) 防犯支部助成金.....	P.12
(4) 歳末特別警戒支部活動費.....	P.13
(5) 防犯提灯支給.....	P.13

第1章 自治会とは

～「地域の絆」ではぐくむ安心～

私たちは日常生活において、気がついていないかもしれませんが、まわりの人たちと支えあって営んでいます。

例えば、日常生活で問題が起こった場合に相談をしたり、隣近所の方と助け合ったりすることが必要となります。

日頃から、地域のつながり「地域の絆」を作っていくための身近な組織が自治会なのです。

1. 自治会の役割

自治会とは、同じ区域内に住むすべての人が、よりよい環境で充実した生活が営めるように誰もが参加できる自主的な住民組織です。

地域のさまざまな人の価値観をお互いに認め合うことは大切ですが、一方で連帯感を深めながら、住みよいまちづくりを行い、気持ちよく生活することも大切です。

そのため、住民同士が互いに協力したり、課題を共有し、助けあったりする自治会組織は大切なものとなっています。

○「地域に自治会があることのメリット」

★みんなで知恵を出し合って、住みよい環境をつくることができます。

★個人では解決できないことも、みんなの知恵や力で解決できることがあります。

→地域には様々な年齢や職業、技術や経験を持った方がおられます。

★「自治会」で意見をまとめると、その地域の多数の意見として、行政や事業所などに要望、提案できます。

★災害が発生したときのために、協力体制を築くことができます。

★ご近所同士、顔の見える関係づくりができます。

→「地域の目」が働くことで、防犯面でのメリットが出てきます。

2. 自治会の活動

自治会は、地域の特性で抱えている課題に違いがあるため、機能面での若干の違いはありますが、それぞれの自治会で特色のある活動をしています。

主な活動	活動例
①情報伝達活動	・市役所からの情報を伝える。(回覧板・市広報板) ・地域の要望を市役所へ伝える。
②安心安全活動	・交通安全運動 ・防犯灯の設置や維持管理、防犯パトロール ・防災訓練や消火訓練 ・青少年健全育成(子どもたちの通学時の見守り)
③環境美化活動	・道路や水路などの定期清掃 ・リサイクルごみ収集活動 ・緑化推進や公園清掃活動 ・ごみ集積場所の維持・管理
④福祉活動	・地域福祉活動(高齢者の見守りや子ども110番) ・地域福祉の推進(募金活動やボランティア活動)
⑤自治活動	・自治会館施設の維持・管理 ・市広報板の維持・管理
⑥親睦活動	・盆踊り、体育祭、文化祭 ・レクリエーション活動

○「有事の際の自治会活動」

災害発生時、防災関係機関は応急対策に取り組めますが、災害が大きくなるほど被害は多種多様にわたり、防災関係機関のみでは十分な対応が困難となることがあります。

このような場合には、地域ぐるみで協力し合い、助け合うことが大切です。日頃から、防災講習会や訓練などに参加していただいたり、防災知識を身につけたり、いざというときの自治会内での役割分担を決めるなどして、地域の防災力を高めることが大切です。

災害の際の行動や、避難場所については、「門真市暮らしの便利帳」や危機管理課より配布している「門真市防災マップ」等をご参照ください。



3. 自治会の組織と運営

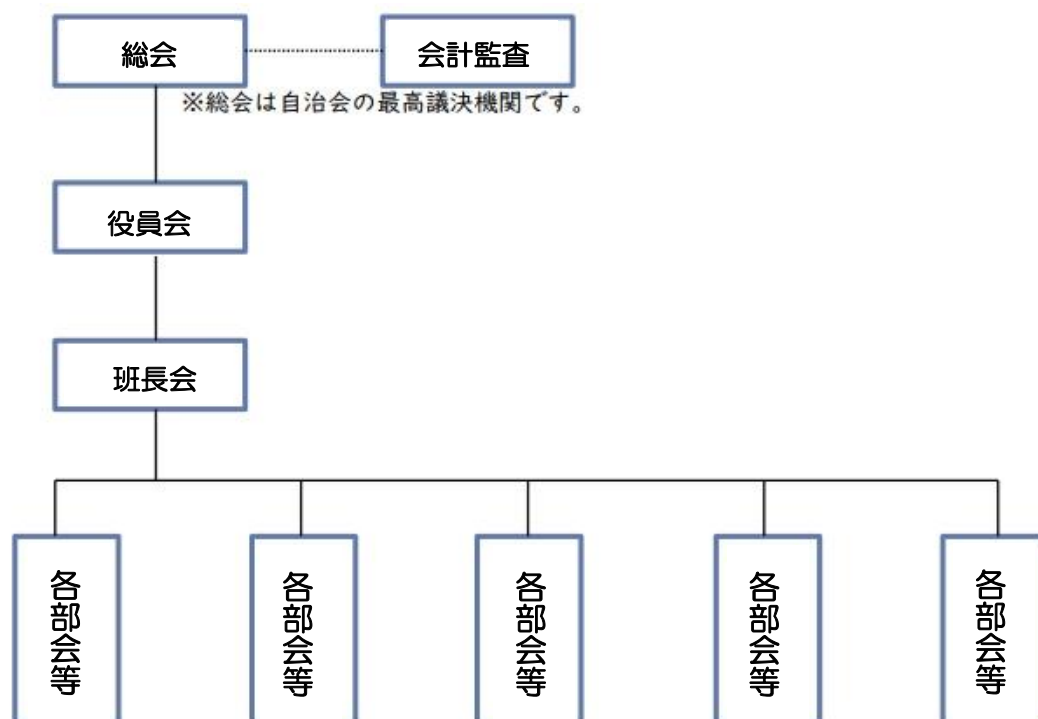
(1) 自治会の組織

①会則（規約）

門真市内の多くの自治会が独自の会則（規約）を定め、運営を行っています。内容は自治会の規模や特性によって様々で、その内容は住民の納得のいく内容で定められていることが基本です。

自治会の公正の確保と透明性向上のための組織運営を確保するもので、まちづくりへの住民の主体的参加を保証するものです。

②組織例



役員や班長以外の人でも各分会の中で活動し、すべての会員が自治会活動に関わっていけるような組織体制を考えることが大切です。

各分会は、自治会の活動内容に応じて必要なものを考え、随時見直すことも必要です。

③役員等

役員等には、一般的に以下のような役職とその役割があります。

また、継続的な自治会運営を行うため、顧問や相談役を置く場合もあります。自治会規模や事業内容に応じて必要な役職や役員数を検討しましょう。

役 職	役 割
会 長	会をまとめていく最高責任者として、 また、対外的には会の意思を伝える代表者としての役割があります。
副会長	会長を補佐し、時には会長の役割を代行する責任があります。 負担を分散するため、複数の副会長を置く場合があります。
書 記	会の運営や事業に関する記録を担当します。
会 計	現金の出納や会計書類の整備、備品の管理など 会の出納責任者となります。
会計監査 (監事)	会計事務が適切に処理されているか、 財政支出が適切であるかどうかをチェックし、 総会で報告する役割があります。
班 長	会員の意見を役員に伝え、役員会や班長会で決定された内容を 会員に伝える役割があります。

④総会

自治会の最高議決機関は総会です。定期総会と臨時総会があり、定期総会は、一般的には年度末か年度当初に開催されます。

臨時総会は、定期総会以外の時期で、重要事項について総会決議が必要な場合や、一定の比率の会員からの開催要請により開催されます。

⑤役員会・班長会

役員会は役員を中心に、班長会は班長を中心に開催し、総会で決まった年間活動内容に沿って運営を行います。役員会・班長会で決定した内容は、会員の皆さんに報告を行うなど、民主的に運営を行う必要があります。

(2) 自治会の運営

①会計処理

自治会の運営や活動を活発に行っていくためには、適正に予算の執行を行うことが大切です。予算・決算は、総会の議決を経て、決定される事項ですが、収入や支出に関する手続きなどの具体的な手順、備えるべき帳簿や保存すべき書類などをあらかじめ定めておきましょう。

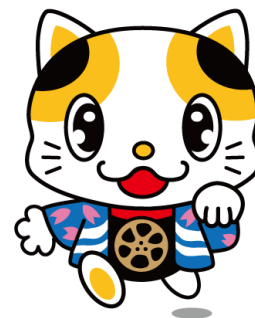
- ★主な収入 会費、市などからの補助金、催し物などの事業収入、自治会館使用料などの財産収入、通帳の預金利息など
- ★主な支出 会議費、交通費、電話代、防犯灯や自治会館の光熱水費など自治会運営に関する事務費。環境・美化活動、レクリエーション活動、福利厚生事業などの事業費等

年度末には会計監査（監事）による会計監査を行い、適正に予算の執行が行われているかの確認を受け、総会で報告します。多くの目で管理監督することで、不要な支出を防ぎ、適正な会計処理を行いましょう。

②加入促進

自治会は、地域の住民の皆さんが主体的に参加して作る任意団体であるため、加入を強制することはできませんが、地域の特性を活かし、安全安心なまちづくりに向けた自治会活動を継続的に行っていくためには、住民の相互理解と協力が不可欠です。

未加入世帯や転入世帯には、自治会長をはじめとする役員の皆さんや班長が丁寧に活動内容を説明するなど、自治会の加入を積極的に働きかけるのもひとつの方法です。



③個人情報の取扱い

個人情報は、上手に使える顔の見える関係づくりに役立ちます。お互いの顔や名前を知り合うことで、信頼関係が育ち、安心して暮らせる地域社会の実現につながります。個人情報は適正な管理を行うとともに、いざという時のため、有効に活用することが必要です。

★個人情報を取得するときは、使用目的を決めて、本人に伝えること

- ・使う目的を明らかにし、掲示・回覧などの方法であらかじめ公表する必要があります。

★個人情報は、決めた目的以外のことには使わない

- ・個人情報を取得する際に明示した目的以外に利用することはできません。
- ・個人情報を取得したときに公表した目的以外で個人情報を利用したい場合は、改めて本人から同意を得る必要があります。

★個人情報を第三者に渡すときは、本人の同意を得ること

- ・ただし、法令に基づく場合（例：警察からの照会）、人命にかかわる場合で本人から同意を得ることが困難なとき（例：災害時）、業務を委託する場合（例：配送業者に配送先の氏名等を渡す場合）などの場合は、本人の同意を得なくても情報を提供できます。

★「要配慮個人情報」は、本人の同意を得て取得すること

- ・個人情報のうち、「人種、信条、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、障害、健康診断・検査の結果、医師からの指導・診療・調剤が行われたこと、刑事事件、少年の保護事件に関する情報等」を、要配慮個人情報と言います。

★本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」には応じること

- ・ただし、開示により本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合等の例外にあたる場合は開示しないことができます。

★取得した個人情報は安全に管理すること

★苦情の申出に対応すること

★個人情報の取扱いについて記録し、保存すること

- ・個人情報を第三者に渡すときには、その記録を残し、原則3年保存する必要があります。

★不正な利益を得る目的で個人情報を提供・盗用しない

- ・会員等が個人情報を不正に持ち出し売ってしまう等した場合は、法により、懲役または罰金が科されます。

4. 校区自治連合会

自治会では、さまざまな地域の問題解決に向けた活動を実施していますが、活動の際には近隣の自治会と協力や連携をする必要も出てきます。

そのため、本市では小学校区単位で複数の自治会が集まり、校区自治連合会が組織され、その中で希望する校区自治連合会により門真市自治連合会が結成されています。

門真市自治連合会では、校区自治連合会の代表者（校区理事）が月1回集まる理事会が開催され、各校区間の情報交換や市役所との意見交換の場として活用されています。

5. 認可地縁団体

これまで自治会は、法人格が認められず、自治会等団体名義での不動産の登記ができませんでした。そのため、資産を会長など個人の名義で登記せざるを得ず、名義変更などの問題が生じることがありました。

こうした問題を避けるために、地方自治法に基づく一定の要件を備えている自治会については、法人格を取得できるようになりました。この法律上の権利能力を認められた自治会等の地縁に基づく団体を、認可地縁団体と呼びます。

認可地縁団体は、所有する不動産について、自治会名義での登記ができるようになりますが、その一方で自治会長や会則変更時に届出が必要になるなど、一定の義務も負うことになります。詳しくは「認可地縁団体ハンドブック」をご覧ください。

認可申請の要件

法人格を取得するためには、市長の認可が必要です。また、認可を受けるためには地方自治法第260条の2に定める次の要件を備えていることが必要です。

- ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数(過半数以上)の人が現に構成員となっていること。
- ④ 会則（規約）を定めていること。
（目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項など。）

第2章 自治会活動について

門真市では、「協働・共創」を積極的に進めており、その原動力となる、「市民力・地域力」を一層高めていただくことが重要と考えています。

その中で、まさに「地域力」として重要な役割を果たしていただいている自治会活動が円滑に運営できるように、様々な観点から支援を行うとともに、協働で事業実施に取り組んでいます。

1. 市役所等のお問い合わせ窓口

担当課	担当業務
地域政策課 06-6902-6034 06-6902-5612	・自治会、認可地縁団体に関すること ・自治会館の建設等の補助に関すること ・住民活動災害補償制度に関すること ・校区門真まつり、地域活性化に関すること ・自治基本条例に関すること ・地域会議に関すること ・NPO に関すること
魅力発信課 06-6902-5605	・市設置の広報板に関すること ・市広報に関すること ・イメージキャラクター「ガラスケ」の使用に関すること
危機管理課 06-6902-5812	・簡易消火栓に関すること ・自主防災組織、防災訓練に関すること ・防災マップ・洪水ハザードマップに関すること ・防犯カメラ、防犯灯等に関すること
生涯学習課 社会教育・文化振興グループ 06-6902-7139	・青少年指導員、青少年育成協議会、青少年育成協議会連合会に関すること ・PTA 協議会に関すること ・地域学校協働本部に関すること
生涯学習課 スポーツ振興グループ 06-6902-7195	・校庭開放運営委員会に関すること ・校区体育祭に関すること ・スポーツ推進委員に関すること
人権市民相談課 人権・男女共同参画グループ 06-6902-5648	・広聴に関すること
人権市民相談課 くらしの相談窓口 06-6900-8551	・法律相談に関すること

福祉政策課 06-6902-6093	・日本赤十字社活動資金、義援金募集に関すること ・民生委員、児童委員活動に関すること
高齢福祉課 総務グループ 06-6902-6301	・門真市老人クラブ連合会に関すること
高齢福祉課 高齢介護グループ 06-6902-6176	・介護予防に関すること
環境政策課 環境政策グループ 06-6902-6490	・再生資源集団回収奨励金に関すること ・違法屋外広告物追放推進団体及び登録員に関すること ・美化活動団体及び美化用具等の貸与に関すること
環境政策課 指導グループ 06-6902-7212	・飼い犬に関すること ・し尿、汲み取りに関すること ・騒音に関すること ・飯盛霊園組合に関すること
クリーンセンター業務課 06-6909-0048	・ごみの収集に関すること ・ごみ集積場所の移設等の相談に関すること ・不法投棄の相談に関すること ・「ごみ通信」の回覧に関すること
建築指導課 06-6902-6341	・自治会館の建築に関すること ・耐震セミナーの開催に関すること
道路公園課 総務グループ 06-6902-6645	・交通安全啓発看板に関すること ・自転車保険に関すること ・道路、公園緑地、里道、水路の境界明示、占用、不法占拠に関すること
道路公園課 道路水路管理グループ 06-6902-6487	・道路、道路附属物（柵、照明灯、カーブミラー等）、水路、排水施設（排水ポンプ等）の維持管理、保全、修繕に関すること
道路公園課 公園管理グループ 06-6902-6242	・公園緑地の維持管理、保全、修繕に関すること ・公園の使用申込に関すること ・保存樹に関すること ・公園愛護会に関すること
道路公園課 整備グループ 06-6902-6603	・道路、道路附属物、公園緑地、水路の整備に関すること
選挙管理委員会事務局 06-6902-6990	・選挙に係る投票管理者、立会人の依頼に関すること ・選挙に係る投票所の借用等に関すること ・その他選挙に関すること

2. 住民活動災害補償制度

国内における日帰りの住民活動参加者等の住民活動中の事故による災害（障害又は障害に起因する後遺障害又は死亡）に対して、門真市住民活動災害補償制度で補償することにより、住民団体又はその住民活動の参加者もしくはその参加者の遺族の救済を図ります。

○「保障の内容」

①障害制度

住民活動の参加者が住民活動中の事故で、死亡や怪我をした場合に保険金が支払われます。

a 死亡保険金	事故の日から 180 日以内に死亡したときに、その直接の遺族に対し、一時金として 300 万円支払われます。
b 後遺障害保険金	事故の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合は、障害の程度により保険金が支払われます。（最高 300 万円）
c 入院保険金	事故の日から 180 日を限度として、1 日 3,000 円支払われます。
d 通院保険金	事故の日から 180 日の間において、90 日を限度として 1 日 2,000 円支払われます。

②賠償責任制度

賠償責任制度は、住民活動中の人の事故による災害について、住民団体または指導者若しくは育成者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補うものです。

金額は、被害者 1 人について、2,000 万円限度で、1 事故について 1 億円が限度です。（損害の額が、各 10,000 円以上です。）ただし、製造、販売、若しくは提供した財物が、他人に引き渡された後にその品質、取り扱い等によって生じた事故及び作業が完了し、又は放棄された後に、その作業の結果によって生じた事故については、災害補償制度の補償期間内において 1 億円を限度とします。

○「加入方法等」

加入できるのは住民団体で、あらかじめ団体が関係している担当課（P.8～9 参照）に備え付けてある、門真市住民活動災害補償制度適用届出書を、団体の代表者より提出してください。

※ 事故が起きたら、事故発生日より **14 日以内**に手続きが必要です。

※ 事故発生の報告は、各団体の担当課へお願いします。

3. 自治会への補助金

(1) 行政協力支援金

事業内容	[対 象] 自治会 [対象事業] 地域振興及び行政協力に対し、支援金を交付
詳 細	①地域振興支援費 一律 18,000 円 ②行政協力支援金 自治会加入世帯数（毎年 4/1 時点）×90 円 ①+②合計した額を、振込 ※毎年、3月末ごろに通知し、6月末ごろ振込を行っています。

※毎年「自治会長継続・異動届について」のお知らせも同封しております。

お届けいただきました内容について、行政団体や建築関係業者から開示請求があった場合に、開示可能かどうかの意思確認も行っておりますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

(2) 校区門真まつり事業補助金

事業内容	[対 象] 各校区で組織された校区門真まつり実行委員会 [対象事業] 地域すべての世代が参加できる校区門真まつり
詳 細	1 校区、対象経費に対して上限50万円 事業開催 30 日前までに申請、事業終了後 30 日以内に実績報告 申請後、振込 事業終了後に差額が生じた際は返還

(3) 自治会館等整備補助金

補助対象事業	補助金額	補助限度額
買取・新築	建物の買取又は新築に要する費用の 10 分の 2 相当額	1,000,000 円
増改築等	工事に要する費用の 10 分の 1 相当額	500,000 円
土地賃借 (自治会館等の用地に限る)	年間の借地の賃借料総額の相当額 ただし、年間の借地の賃借料総額が 50,000 円を超える場合は、50,000 円に 50,000 円を超えた部分の 2 分の 1 相当額を加えたものとする	100,000 円

※まずは地域政策課にご相談ください。

(4) 自治会館建設（買収）資金貸付

貸付対象事業	貸付基準	貸付限度額
自治会が設置する自治会館等の建設・買収	建設（取得）費の3分の2以内	5,000,000 円

※まずは地域政策課にご相談ください。

詳細については、危機管理課まで！

4. 防犯活動への補助

(1) 防犯灯設置補助金

事業内容	[対 象] 自治会等 [対象事業] 自治会等が設置及び故障等（使用に耐えない状態と認められるものに限る）に伴う LED 防犯灯への取替した LED 型防犯灯の設置経費
詳 細	器具のみ : 設置または取替に要する費用の3分の2 (1 灯あたり上限 20,000 円) 器具及びポール : 設置に要する費用の3分の2 (1 灯あたり上限 30,000 円) ポールのみ取替 : 設置に要する費用の3分の2 (1 灯あたり上限 10,000 円) ※門真市防犯協議会で補助を実施

(2) 防犯灯電気料金補助金

事業内容	[対 象] 自治会等 [対象事業] 自治会等が維持管理を行っている防犯灯の電気料金
詳 細	電気料金の2分の1（センサー付き防犯灯は3分の2）とし、上半期（4月分を基準）と下半期（10月分を基準）に分けて、交付を行う。

(3) 防犯支部助成金

事業内容	[対 象] 防犯支部 [対象事業] 防犯支部が行う防犯活動に必要な経費
詳 細	均等割（5,000 円）＋世帯割（1 世帯年額 400 円×毎年4月1日現在の防犯支部世帯数による委員数） ※門真市防犯協議会で補助を実施

(4) 歳末特別警戒支部活動費

事業内容	[対 象] 防犯支部 [対象事業] 防犯支部が行う歳末警戒活動に必要な経費
詳 細	1 支部あたり 5,000 円 ※門真市防犯協議会で補助を実施

(5) 防犯提灯支給

事業内容	[対 象] 防犯支部 [対象事業] 防犯支部が防犯活動拠点に設置するための提灯を現物支給
詳 細	1 支部あたり最大保有数 2 灯になるまで ※門真市防犯協議会で補助を実施



自治会ハンドブック

作成日：令和8（2026）年4月発行

発行元：門真市 市民文化部 地域政策課

所在地：〒571－8585 門真市中町1番1号

電 話：06-6902-1231（代表）

06-6902-6034（直通）

F A X：06-6905-3264

E mail：kik02@city.kadoma.osaka.jp